

窓ガラス飛散防止フィルム貼付け業務に関する仕様書

1. 件名

住吉区社会福祉協議会窓ガラス飛散防止フィルム貼付け業務

2. 履行場所

大阪市住吉区浅香1-8-47 住吉区在宅サービスセンター

3. 工事予定日

令和3年3月31日までとする。

作業は原則として日中。日中以外の作業が必要となる場合は落札後に受注者と協議のうえ決定する。

4. 参加資格

次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事施工中は配置できること。

1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士

5. 飛散防止フィルム仕様および対象範囲

- ・飛散防止フィルム施工範囲は別紙1参照
- ・飛散防止フィルム仕様下記①～②とする。番号メーカー品名型番数量※1 ①スリーエムジャパンスコッチティントウインドウフィルム透明飛散防止フィルムSH2CLAR別紙青色着色箇所②スリーエムジャパンスコッチティントウインドウフィルム型板すりガラス用フィルムDC001別紙赤色着色箇所

※1数量は別紙1を参照のうえ現地確認のこと

【フィルム仕様番号①】

- ・飛散防止効果があること。
- ・国土交通省が認定した、防火認定番号を取得していること。
- ・厚さが50 μ m程度であること。
- ・可視光線透過率が90%程度、反射率が8%程度であること。
- ・紫外線透過率が1%未満であること。
- ・日射透過率が82%程度であること。
- ・遮蔽係数が0.97程度であること。

【フィルム仕様番号②】

- ・飛散防止効果があること。
- ・厚さが268 μ m程度であること。
- ・可視光線透過率が84%程度、反射率が9%程度であること。
- ・紫外線透過率が1%未満であること。
- ・日射透過率が76%程度であること。
- ・遮蔽係数が0.93程度であること。

6. 現地調査日

入札日より以前に必ず現地にて実施場所の確認を行うこと。

事前に希望する日程を担当者まで連絡ください。

7. 業務の概要等

- (1) 当該業務では、窓ガラスの内側面に5で示した仕様のフィルム施工作業を行うこと。
- (2) 業務に必要な工具等は受託者の負担とする。
- (3) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障・破損・事故等は受託者の責任において処理すること。
- (4) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに本会担当者に連絡をすること。
- (5) 業務を開始する際には事前に担当者の承諾を得ることとし、フィルム貼付後の窓ガラス等の状態について、本会担当者の確認を受けること。なお、疑義が生じた場合は、協議の上、業務を遂行すること。
- (6) 工事に当たっては、本会建物および付属施設、什器・備品などに損傷を与えないよう万全の措置を講ずること。万一、損傷を与えた場合には速やかに担当者に報告し、その指示に従って速やかに復旧すること。
事故発生等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること。
- (7) 受注者は工事に伴い発生した建設副産物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関連法規に従い適切に処分すること
- (8) 完了後、受注者は作業に関する内容（実施日、フィルム仕様ならびに施工写真、産業廃棄物を排出する場合は産業廃棄物管理票）を書面により提出すること。

7. その他

- (1) 本仕様書に関する事項、または、疑義が生じた場合は担当者との協議のうえ決定するものとする。
- (2) 取付費・処分費・養生費・諸経費以外に必要な経費がある場合は別途計上のこと。